

難民の定義

- ① 人種
- ② 宗教
- ③ 国籍
- ④ 特定の社会的集団の構成員であること
- ⑤ 政治的意見

難民条約
難民議定書 } に規定

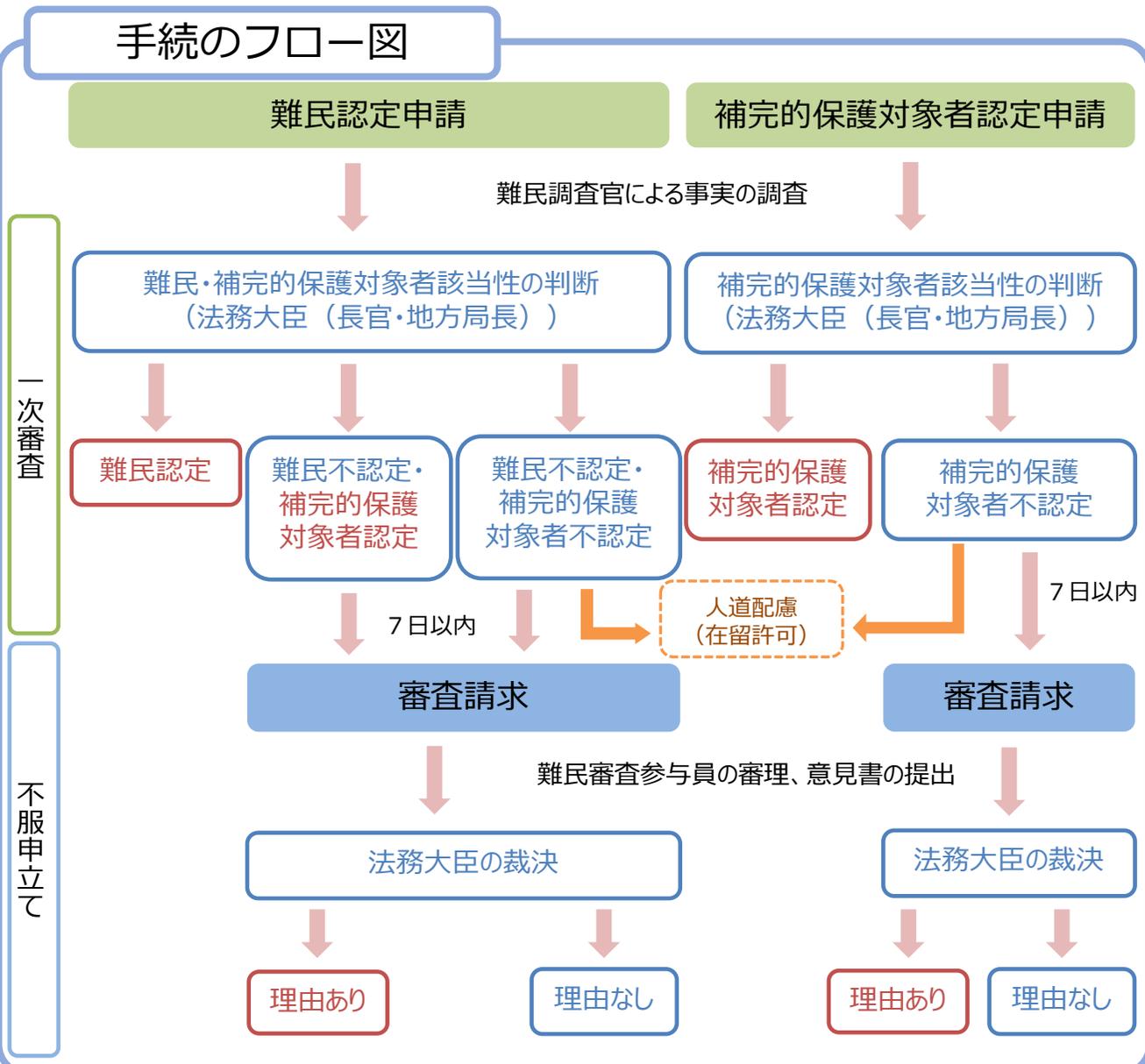
これらを理由に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもの

補完的保護対象者の定義

難民以外の者で、難民の要件のうち、「迫害を受けるおそれのある理由が『人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見』という難民条約上の5つの理由であること」以外の全ての要件を満たすもの

難民又は補完的保護対象者として認定された者は、原則として「定住者」が付与される等の利益を受けることができる

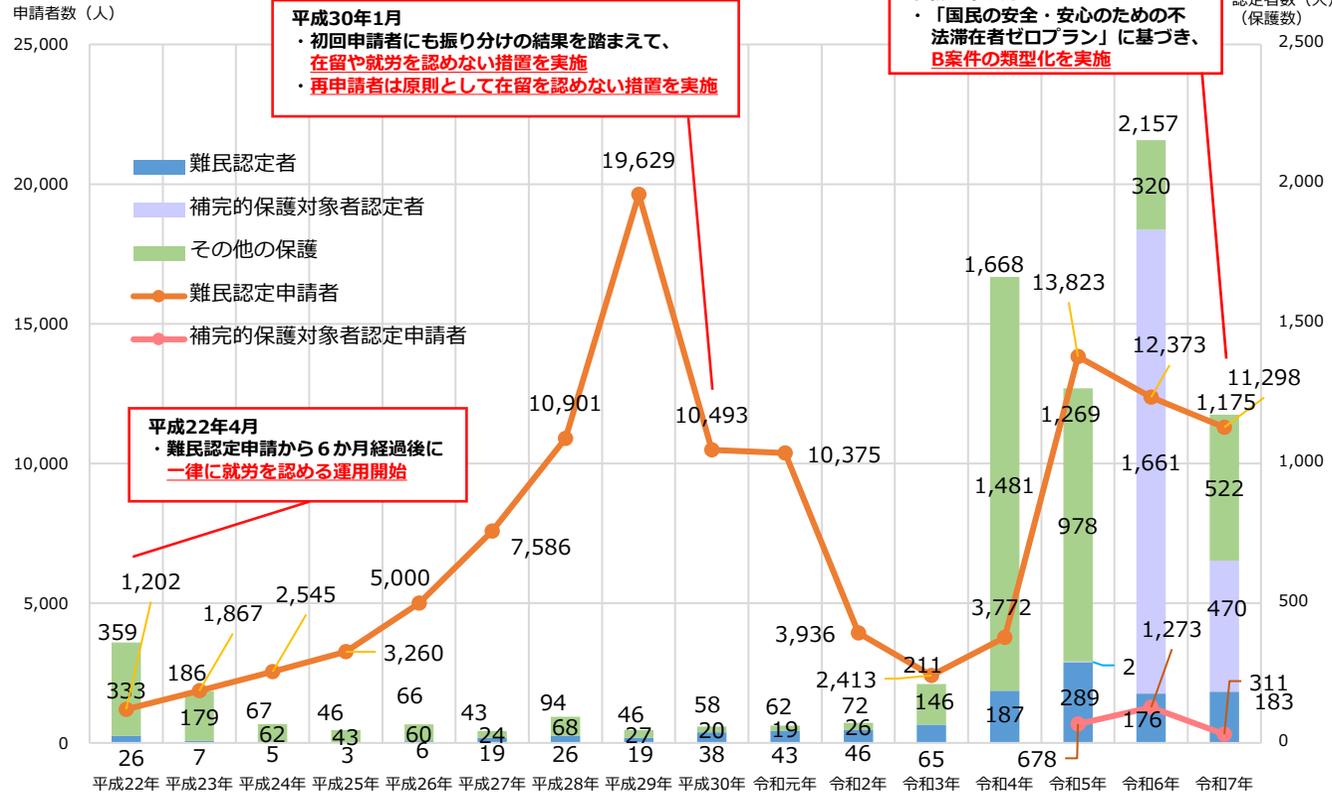
手続のフロー図



一次審査

不服申立て

難民等の保護に係る数値（一次審査）



難民認定の事例

- 申請者は、本国において政治団体の創設メンバーとして反政府活動を行ったことを理由に本国の官憲から尋問を受けて殺害されるおそれがあると主張
⇒ 難民条約上の迫害の理由のうち「政治的意見」に該当
- 本国では、政府に反対する集団と関係していると認識されている人々に対し、暴力的な嫌がらせを行ったりしているといった報告がある
- 申請者が本国政府から効果的な保護を受けることができる状況にあるとは認められない
⇒ 本国政府から迫害を受けるおそれがある

本国に帰国すると・・・

「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれ

反対 申請者（反政府活動）

迫害 本国の官憲



補完的保護対象者認定の事例

- 申請者は、A国による本国への侵略によって迫害を受けるおそれがあると主張
⇒ 難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しない
- 本国全土において、A国からの攻撃のおそれがあり、本国政府がA国による攻撃を阻止できていない
⇒ 申請者が本国に帰国した場合、A国による侵略に伴う戦闘に巻き込まれて命を落とす可能性を否定できず、迫害を受けるおそれがある

本国に帰国すると・・・

戦闘に巻き込まれるおそれ

迫害 A国

申請者



国籍別申請者・認定者等上位5か国

	我が国の申請者	世界の申請者	我が国の認定者等	世界の認定者等
1	タイ	ベネズエラ	ミャンマー	アフガニスタン
2	ミャンマー	コロンビア	ウクライナ	シリア
3	インド	シリア	アフガニスタン	ベネズエラ
4	スリランカ	アフガニスタン	イエメン	エリトリア
5	バングラデシュ	ソマリア	スーダン	ブルキナファソ

こうした状況の中で、我が国は

約12%

の方々を保護している。

- (注2) 令和7年における申請処理数に対して、認定者数及び人道配慮による在留許可者数の合計が占める割合
- (注3) 申請処理数のうち、申請の取下げ者が多い上位5か国の申請者に係る処理数を除外すると、処理数に占める割合は**28.8%**となる。
- (注4) 我が国の申請者のうち、世界の認定者等の上位5か国の国籍者は**2.1%**であるところ、我が国と諸外国とは前提となる事情が異なるため、認定者数や認定率により、単純に比較することは相当ではないことに留意する必要がある。
- (注5) 世界の認定者等の上位5か国の国籍者からの申請については、**91.7%**の方々を保護している。

(注1) 「我が国の申請者」は令和7年の難民認定申請者数及び補完的保護対象者認定申請者数の合計上位5か国。「世界の申請者」は国連難民高等弁務官事務所「UNHCR Refugee Data Finder」における令和6年の難民認定申請者数の上位5か国。「我が国の認定者等」は、令和7年の難民認定者数、補完的保護対象者認定者数及び人道配慮による在留許可者数の合計上位5か国。「世界の認定者等」は、国連難民高等弁務官事務所「UNHCR Refugee Data Finder」における令和6年の難民認定者数とその他の保護数の合計上位5か国。